

第2章 労使紛争の調整

第1節 労使紛争調整の概況

行政執行法人の令和5年中の調整事件数は、調停が2件（本局扱い）で、いずれも新規係属事件であり、これを法人別にみると、独立行政法人国立印刷局（以下「印刷」）と独立行政法人造幣局（以下「造幣」）の調停申請が各1件となっている（第41表参照）。

第41表 調整区分別法人別調整事件一覧

区 別	印 刷	造 幣	計
調 停	1	1	2
計	1	1	2

（注）令和5年は、あっせん事件及び仲裁事件はなし。

以下、第42表、第43表も同じ。

さらに、申請事項別では、印刷と造幣の2件は「賃金その他の給与に関するもの」となっている（第42表参照）。

第42表 申請事項別調整事件一覧

区 別	団体交渉 の手続き 方法に関 するもの	賃金その 他の給与 に関する もの	勤務時間・ 休日・年休 等に関する もの	退職取扱 等に関する もの	その他	計
調 停		2				2
計		2				2

具体的には、全印刷局労働組合（以下「全印刷」という。）及び全造幣労働組合（以下「全造幣」という。）から5月8日に調停申請された令和5年度新賃金紛争に関する事件である。

新賃金紛争に関する事件の処理状況をみると、いずれも調停成立、即ち、調停案をもって解決が図られた（第43表参照）。

両調停事件は、組合要求に対し、印刷当局は「2023年4月1日以降の賃金引き上げ要求について、独立行政法人通則法第57条の規定に基づき慎重に検討しているところであるが、民間企業の賃金交渉妥結状況等を十分に把握していないことから、現段階において、具体的に回答できる状況にない。民間企業の労使の公表やマスコミの報道

等による現時点の感触としては、コロナ禍からの業績の回復に加え、政府による経済界に対する賃上げ要請もあって、大手製造業を中心に、多くの企業において昨年を上回るベースアップを実施する傾向にあると感じている。よって、今後、日本経団連の集計結果が連合や財務局と同様の傾向にあったならば、賃金を改善する状況が整うとは考えられる。しかしながら、未だ日本経団連から公表されていない現段階にあっては、民間賃金の動向を十分に把握できたとは言えないことから、具体的な回答はできない。」とし、造幣当局は「職員の給与は、独立行政法人通則法第 57 条第 3 項に定める諸要素について慎重に検討したうえで回答する必要がある、諸要素の一つである民間企業の賃金動向の把握に努めているが、現時点では十分に把握できていない状況にあることから、具体的な回答ができない。財務省が 4 月 25 日に公表した『地域企業における賃上げ等の動向について』のベア実施状況に関する調査結果において、全国で 1,004 社から回答があり、多くの民間企業が『ベアを行った』と回答している。このような状況を踏まえると、今年の造幣局の職員の給与については、今後、日本経団連などによる集計結果が、連合や財務省と同様の傾向であったならば、賃金を改善する状況が整うとは考えられる。しかしながら、未だ日本経団連などから調査結果が公表されていないことから、具体的な回答を行える状況にはない。」として、双方とも具体的な有額回答を行わなかったことから、組合が自主交渉を打ち切り申請してきたものである。

中労委は、同月 10 日の行政執行法人担当委員会議で調停委員会の設置を決定し、17 日に事情聴取、23 日に調停委員会共同会議及び労使委員の意見陳述、31 日に調停委員会共同会議及び個別折衝を行うなど作業を進め、「1 人当たり 2.05%相当額の原資をもって引き上げること。」とする調停案を関係各労使に提示した。

関係各労使は翌日の 6 月 1 日に受諾し、解決したものである（第 43 表参照）。

第 43 表 調整事件の処理状況

	区 別	印 刷	造 幣	計
調 停	成 立	1	1	2
	打切り			
	取下げ			
	継続中			
計		1	1	2

第2節 印刷及び造幣の令和5年度新賃金調停事件

1 概況

公務労協・国家公務員関係部会（以下「公務労協・国公関係部会」という。）は、1月31日の第11回代表者会議で賃金要求について、「連合の『賃上げ要求については、各産業の「底上げ」（産業相場や地域相場を引き上げていく）、「底支え」（企業規模間、雇用形態間、男女間の格差を是正する）、「格差是正」（産業相場を下支えする）の取り組み強化を促す観点とすべての働く人の生活を持続的に維持・向上させる転換点とするマクロの観点から、「賃上げ分を3%程度」、「定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を含む賃上げを5%程度」とする「水準の指標」の目安を示している』こと」等と「公務労協の『連合の分析や春季生活闘争方針及び民間組合の要求動向を踏まえつつ、職員の生活安定をはかり、国民に豊かな公共サービスを提供するため、具体的には、『賃金を積極的に引き上げること』を基本に、関係当局にその実現を求める」等を基本に方針を決定した。

この方針を受けて、全印刷及び全造幣は同方針内容の新賃金要求を機関決定し、3月2日に全印刷が、6日に全造幣が当局に対し要求書を提出した。

組合は、4月7日（全印刷）及び11日（全造幣）を回答指定日として交渉を進めたが、これに対して各当局は、回答指定日に、いずれも民賃動向の把握が不十分として回答を保留した。

また、全印刷は当局対応を不満として、同月27日を「再回答指定日」としたが、当局は前回と同様の理由により再度回答を保留した。

そこで、5月8日を全印刷は「再々回答指定日」とし、全造幣は同日を「再回答指定日」としたが、印刷当局は「2023年4月1日以降の賃金引き上げ要求について、独立行政法人通則法第57条の規定に基づき慎重に検討しているところであるが、民間企業の賃金交渉妥結状況等を十分に把握していないことから、現段階において、具体的に回答できる状況にない。民間企業の労使の公表やマスコミの報道等による現時点の感触としては、コロナ禍からの業績の回復に加え、政府による経済界に対する賃上げ要請もあって、大手製造業を中心に、多くの企業において昨年を上回るベースアップを実施する傾向にあると感じている。よって、今後、日本経団連の集計結果が連合や財務局と同様の傾向にあったならば、賃金を改善する状況が整うとは考えられる。しかしながら、未だ日本経団連から公表されていない現段階にあつては、民間賃金の動向を十分に把握できたとは言えないことから、具体的な回答はできない。」とし、造幣当局は「職員の給与は、独立行政法人通則法第57条第3項に定める諸要素について慎重に検討したうえで回答する必要がある、諸要素の一つである民間企業の賃金動向の把握に努めているが、現時点では十分に把握できてい

ない状況にあることから、具体的な回答ができない。財務省が4月25日に公表した『地域企業における賃上げ等の動向について』のベア実施状況に関する調査結果において、全国で1,004社から回答があり、多くの民間企業が『ベアを行った』と回答している。このような状況を踏まえると、今年の造幣局の職員の給与については、今後、日本経団連などによる集計結果が、連合や財務省と同様の傾向であったならば、賃金を改善する状況が整うとは考えられる。しかしながら、未だ日本経団連などから調査結果が公表されていないことから、具体的な回答を行える状況にはない。」とし、双方とも具体的な有額回答を行わなかった。

そのため、全印刷及び全造幣は同日、当局に対して団体交渉の打切りを通告し、中労委に「2023年4月1日以降の賃金引上げ」について調停申請した。

申請を受けた中労委は、同月10日の行政執行法人担当委員会議で、2つの調停委員会の設置を決定し、会長が両調停委員会の担当委員を指名した。17日（事情聴取）、23日（調停委員会共同会議及び労使委員意見陳述）、31日（個別折衝等）と調停作業を進め、同日の午後7時40分過ぎに、「基準内賃金を、2023年4月1日現在の額から1人当たり2.05%の原資をもって引き上げること。」とする調停案を提示し、関係労使は翌日の6月1日に調停案受諾書を提出して、事件は終結した。

本年の新賃金調整の特徴は次のとおり。

- (1) これまでの両法人の独法化後の調停では、平成27年度までは「額」による賃上げの調停案となっていたが、平成28年度から当事者の要望である「率」を踏まえ、今年も「率」による調停案の提示となったこと。
- (2) 昨年に続き中労委の調停として係属することになったが、自主交渉段階では、印刷及び造幣の両当局からそれぞれ、賃金引き上げに踏み切る前向きな発言は行われたものの、調停申請時点では具体的な賃上げ額の回答は難しい等と主張し、応じなかったこと。

このため、中労委事務局は両当局から事前聴取を行い、「本事案の早期決着に向けて最大限努力し、その上で中労委の判断を尊重する」との意思を確認した。

- (3) 5月23日の午前中に調停委員全委員懇談会、調停委員会共同委員会及び労使委員意見陳述を行い、同月31日の午後から個別折衝を開始し、調停案で示す率をめぐって、労使との調整を行っている途中で、元年から開始した「公労使三者委員による意見交換」を行い、その後は率を巡っての調整を行って、調停案の提示は午後7時40分過ぎになったこと。
- (4) 調停作業終了後の午後8時前に、中労委会長が関係労使の代表と面談して、来年度以降も自主解決に向けたより一層の努力を要請したこと。

2 組合の方針

連合は、2022 年 12 月 1 日に決定した「2023 春季生活闘争方針」で、「国際的に見劣りする日本の賃金水準を中期的に引き上げていく必要がある。90 年代後半以降、わが国の実質賃金が上がっていない一方、主要国は年 1 ～ 2 % ずつ上昇し、その結果、賃金水準の相対的地位が低下している。わが国全体の生産性は、コロナ禍による稼働率の低下などの影響はあるものの実質 1 % 弱伸びており、生産性の中期トレンドを考慮した賃上げを継続的に行い、賃金水準の回復をめざす必要がある。超少子・高齢化により生産年齢人口の減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、わが国全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が重要である。2022 年度の地域別最低賃金は 3 % 強引き上げられ、労働市場における募集賃金は上昇を続けており、同業他社との比較や同一地域の賃金相場に見劣りせず優位性を持てる賃金水準を意識した賃金決定が求められる。また、企業業績は産業や企業規模などによって違いがあるものの全体でみれば高い水準(「企業法人統計」)で推移しており、傷んだ労働条件を回復させ「人への投資」を積極的に行うべき局面にある。わが国の賃金水準は、依然として 1997 年時点の水準を回復していない。2014 年以降の賃上げで名目賃金は緩やかな上昇に転じたものの、物価を加味した実質では停滞している。2022 年度においては消費者物価が 2 % を超え実質賃金はマイナスで推移している。賃金が物価に追いつかない状況が長く続けば、内需の 6 割を占める個人消費(約 300 兆円)が落ち込み、世界経済の減速とあいまって深刻な不況を招くおそれがある。マクロ的には物価を上回る可処分所得増をめざす必要がある。「分配構造の転換につながり得る賃上げ」という視点も重要である。わが国の賃金水準の低下は一様に進行したわけではなく、中小企業におけるより大きな賃金低下、相対的に賃金水準の低い有期・短時間・契約等で働く人の増加によるところが大きい。また、依然として男女間の賃金差も大きい。全体として労働側への分配を厚くし、企業規模間、雇用形態間、男女間の格差是正について、さらに前進させる必要がある。そのためには、『2023 春季生活闘争取り組みに向けた基盤整備』で掲げているサプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配や賃金水準闘争を強化していくための取り組みが重要である。」等の方針を決定した。

こうした方針を受けて、公務労協・国公関係部会は、2023 年春季生活闘争について、1 月 31 日の第 11 回代表者会議で、「賃金要求については、連合の春季生活闘争方針や民間組合の要求動向を踏まえ、定昇・賃金カーブ維持相当分の確保を前提に、賃金の引上げを求める要求を設定することとします。具体的には、『公務・公共部門労働者の積極的な賃金引上げをはかること』を基本に、各構成組織の実情に応じて要求内容を決定し、関係当局にその実現を求めます。」等の「国公関係部会 2023 春季生活闘争の取組」を決定した。

3 調停に至るまでの経過

全印刷及び全造幣は、公務労協・国公関係部会の方針を受けて、基準内賃金を3%以上引き上げることを基本とする新賃金要求を機関決定し、3月2日に全印刷が、6日に全造幣が当局に対し要求書を提出した。

各組合の要求内容は下表のとおり。

	全 印 刷	全 造 幣
要求日	2023年3月2日	2023年3月6日
要求内容	2023年4月1日以降の全印刷組合員の基準内賃金を3%以上引き上げること。	2023年4月1日以降組合員の基準内賃金を3%以上引き上げること。

全印刷は4月7日を、全造幣は11日を回答指定日として交渉を進めたが、これに対して各当局は、回答指定日に、いずれも「民間企業の賃金動向の把握に務めているが、現段階では十分に把握できない」ことから回答を保留した。

また、全印刷は、当局の対応を不満とし、27日を「再回答指定日」とし、当局に新賃金の回答を求めたが、当局は前回と同様の理由により再度回答を保留した。

さらに、全印刷は5月8日を「再々回答指定日」とし、全造幣は同日を「再回答指定日」として交渉したが、印刷当局は「2023年4月1日以降の賃金引き上げ要求について、独立行政法人通則法第57条の規定に基づき慎重に検討しているところであるが、民間企業の賃金交渉妥結状況等を十分に把握していないことから、現段階において、具体的に回答できる状況にない。民間企業の労使の公表やマスコミの報道等による現時点の感触としては、コロナ禍からの業績の回復に加え、政府による経済界に対する賃上げ要請もあって、大手製造業を中心に、多くの企業において昨年を上回るベースアップを実施する傾向にあると感じている。よって、今後、日本経団連の集計結果が連合や財務局と同様の傾向にあったならば、賃金を改善する状況が整うとは考えられる。しかしながら、未だ日本経団連から公表されていない現段階にあっては、民間賃金の動向を十分に把握できたとは言えないことから、具体的な回答はできない。」とし、造幣当局は「職員の給与は、独立行政法人通則法第57条第3項に定める諸要素について慎重に検討したうえで回答する必要があるとあり、諸要素の一つである民間企業の賃金動向の把握に努めているが、現時点では十分に把握できていない状況にあることから、具体的な回答ができない。財務省が4月25日に公表した『地域企業における賃上げ等の動向について』のベア実施状況に関す

る調査結果において、全国で1,004社から回答があり、多くの民間企業が『ベアを行った』と回答している。このような状況を踏まえると、今年の造幣局の職員の給与については、今後、日本経団連などによる集計結果が、連合や財務省と同様の傾向であったならば、賃金を改善する状況が整うとは考えられる。しかしながら、未だ日本経団連などから調査結果が公表されていないことから、具体的な回答を行える状況にはない。」として、両当局とも具体的な回答を見送ったため、全印刷及び全造幣は労使間で解決することはできないものと判断し、全印刷及び全造幣は同日に、当局に対して団体交渉の打切りを通告した。

全印刷及び全造幣は、同日、中労委に対し、2023年4月1日以降の賃金引上げに関する調停申請を行った。

4 調停の経過

全印刷及び全造幣の両事件とも、昨年に続き中労委の調停に係属することとなり、5月8日の調停申請後に公務労協・国公関係部会及び両組合の代表等が中労委会長と面談し、三者連名の「全印刷局労働組合、全造幣労働組合 2023年度新賃金紛争の調停に関する要請書」を提出した。会長からは「これまでの歴史的経過を踏まえ、しかるべく調停作業を行いたい」等と答えた。

同月9日に中労委事務局が事務局本局において印刷当局から事前聴取し、また、同日には中労委事務局西日本地方事務所において造幣当局から事前聴取を行い、意向を確認したところ、両当局は「本事案の早期決着に向けて最大限努力し、その上で中労委の判断を尊重する」との意思を示した。

翌10日の行政執行法人担当委員会議では、全印刷及び全造幣の令和5年度新賃金紛争に関する調停委員会の設置が決定され、会長が各調停委員会の担当委員を指名した。

各担当委員は下表のとおり。

企業体	組 合	担 当 委 員		
		公 益 委 員	労 働 者 委 員	使 用 者 委 員
印 刷	全 印 刷	鹿 野 菜穂子 磯 部 哲	六本木 清 子 岡 本 吉 洋	井 上 龍 子 長 野 正 史
造 幣	全 造 幣	松 下 淳 一 小 畑 史 子	竹 井 京 二 井 上 久美枝	小 山 茂 久能木 慶治

各調停委員会は5月17日、労使から事情聴取を行った。

事情聴取における双方の主張は下表のとおり。

	組 合	当 局
印刷	2023年4月1日以降の全印刷組合員の基準内賃金を3%以上引き上げること。 民間賃金動向として、連合が公表した定期昇給相当分を含む全体の平均賃上げ額は11,022円、率は3.69%となっており、30年ぶりの高水準になっている。また、同じく連合の「賃上げ分が明確に分かる組合の集計」においては、6,086円、2.11%のベアが実施されていることが分かる。更に、財務局が公表した賃金動向調査の結果からも、全国の各地域の企業においてベアが実施され、その水準は昨年を大きく上回っていることが分かる。 当局は日本経団連の賃上げ集計の公表がないと判断できないと主張しているが、団体交渉のなかで、「多くの企業において昨年を上回るベースアップを実施する傾向にあると感じている」と述べており、現下の民間賃金動向や印刷局におけるこの間のベア実績等を踏まえて分析すれば、日本経団連の公表を待たなくとも、現時点において、ベア実施の判断を行い、有額回答をすることができる。	2023年4月1日以降の賃金引き上げ要求について、独立行政法人通則法第57条の規定に基づき慎重に検討しているところであるが、民間企業の賃金交渉妥結状況等を十分に把握していないことから、現段階において、具体的に回答できる状況にない。 民間企業の労使の公表やマスコミの報道等による現時点の感触としては、コロナ禍からの業績の回復に加え、政府による経済界に対する賃上げ要請もあって、大手製造業を中心に、多くの企業において昨年を上回るベースアップを実施する傾向にあると感じている。 よって、今後、日本経団連の集計結果が連合や財務局と同様の傾向にあったならば、賃金を改善する状況が整うとは考えられる。しかしながら、未だ日本経団連から賃上げ集計の公表されていない現段階にあっては、民間賃金の動向を十分に把握できたとは言えないことから、具体的な回答はできない。

造幣	2023 年 4 月 1 日以降の組合員の基準内賃金を 3 % 以上引き上げること。 今春の民間賃金動向として、連合が 4 月 13 日に公表した第 4 回回答集計結果において、平均賃金方式による定昇相当込みで 11,022 円、3.69%の引き上げとなっている。このように、近年稀に見る物価上昇に対応するため、民間においても賃金の引き上げは社会的な流れとなっているなか、今春闘は、多くの労働組合が満額回答で妥結しており、連合による回答集計結果では 30 年ぶりの例年にはない高水準となっている。 これまで連合が公表した集計結果から見れば、今春の民間企業の賃金動向は、賃金引き上げが行われていることは明らかであり、現時点で民間企業の賃金動向が「賃金引き上げ」という形で成熟した状況にあることを踏まえると、日本経団連による集計結果の公表などがなくとも、現段階で当局が十分に賃金引き上げの判断ができる状況におり、当局は組合員の賃金引き上げを実施すべきである。	職員の給与は、独立行政法人通則法第 57 条第 3 項に定める諸要素について慎重に検討したうえで回答する必要がある、諸要素の一つである民間企業の賃金動向の把握に努めているが、現時点では十分に把握できていない状況にあることから、具体的な回答ができない。 財務省が 4 月 25 日に公表した「地域企業における賃上げ等の動向について」のベア実施状況に関する調査結果において、全国で 1,004 社から回答があり、多くの民間企業が「ベアを行った」と回答している。 このような状況を踏まえると、今年の造幣局の職員の給与については、今後、日本経団連などによる集計結果が、連合や財務省と同様の傾向にあったならば、賃金を改善する状況が整うとは考えられる。 しかしながら、未だ日本経団連などから調査結果が公表されていないことから、具体的な回答を行える状況にはない。
----	--	--

各々の事情聴取終了後、両調停委員会はいずれも、事情聴取を同日の 1 回で終了することを確認した。

その後、同月 23 日の午前中から両事件の担当委員全員が集合して調停委員全委員懇談会を開催し、以後の調停作業を統一的に進めることとし、調停委員会共同会議（以下「共同会議」）を設置することを確認した。

引き続き行われた共同会議で、同月 17 日に行われた事情聴取については、両調

停委員会は事件の事情聴取時に担当調停委員以外の調停委員も同席して事情聴取を傍聴していることから、元年まで行っていた事件担当による調停委員長報告は行わず、労使各側委員による公益委員に対する概括的に意見を述べる「労使委員意見陳述」を行った。

労使各側委員の陳述の要旨は下表のとおり。

労働者 委員	2022 年度の全印刷、全造幣両組合の新賃金調停においては、調停委員長をはじめ多くの方々にご尽力をいただき調停案受諾による解決が図られたが、これは調停制度が万全に機能したものであり、意義深い決着となったと受け止めている。以後、両組合は、会長からの要請も踏まえ、自主決着を図るべく努力をしてきたことについて報告を受けたが、両当局は賃金を改善すると言及しつつも、最終的に具体的な回答を行わなかったことは、自主決着を図ろうとする姿勢を欠くものであり残念である。しかしながら、本年の調停作業の開始にあたっては、昨年度と同様に、両組織の労使が自主交渉の段階で「賃金を改善すること」については認識が一致していることから、今後の調停作業において真摯な議論を積み上げる為の環境は整っていると考えている。そのうえで、調停作業を行うにあたり、労働者委員として3点意見を申し上げる。 第1点は、今次賃金紛争の調停にあたっては、国営企業時代から、民間賃金準拠の原則により、当該年の民賃動向を適切に反映させ解決を図ってきた歴史的経過を踏まえ調停案が提示されるべきである。従って、その上に立ち、近年に無い大幅な賃上げが実施されている本年の民賃動向を、今後の調停作業において両組合員の賃金に正確に反映させる必要がある。 第2点は、現在の民賃動向は、各種調査結果において、多くの組合で満額回答を含む大幅な賃上げが実施されていることが明らかとなっている。その妥結水準については、連合第5回公表の全体の平均賃上げ額は10,923円、率は3.67%となり、第1回公表以降30年ぶりの高水準を引き続き維持している。また、同じく連合の「賃上げ分が明確に分かる組合」集計においては、6,047円、2.14%のベアが実施されていることが分かる。更に、政府側の指標として、財務省財務局が公表した賃金動向調査の結果からも大幅賃上げの状況が裏付けられている。そして、当局が注視していた日本経団連の結果は、額は13,110円、率は3.91%となった。こうした結果は、近年稀に見る物価上昇により実質賃金が大きく低下する中、労働者の賃上げは社会的責任であるとの認識のもと、働く者の能力・意欲の向上と所得増を図り、消費拡大を通じて経済の好循環を実現することを目指し、真摯な交渉が行われた民間労使における交渉の成果である。従って、こうした民賃動向を両組合員の賃金に正確に
-----------	---

	反映すべきである。 第3点は、印刷局、造幣局両法人は、行政執行法人として、国の根幹に関わる極めて重要な事業の使命と責任を果たしながら、その運営においては、独立した企業会計のもと、必要とする資金を自らの事業とその収益によって賄っている。その結果、これまでも着実にもとめられる事業実績を達成し、大きな収益を上げ、その2分の1は国に納められ国の財政にも貢献してきた。このような実績は、そこに働く組合員の理解と協力のもとの結果であることは言うまでもなく、特に、両法人の事業運営として、印刷局は2024年度上期発行を目指し新しい紙幣の改刷業務が本格化、造幣局は引き続き改鋳貨幣の安定供給について確実に対応を図っていく必要があることなど、それら事業目標の達成に向けては、組合員の理解と協力が不可欠であるということを両法人は認識している。従って、今次調停作業にあたっては、こうした背景も十分に考慮し働く組合員の努力に応えるべきである。
使用者 委員	昨年の国立印刷局及び造幣局の新賃金問題につきましては、中央労働委員会の会長を含め各委員及び事務局の皆さんの多大なご尽力の基に、調停案の労使受諾という形で、早期に解決できましたことに関して関係者の皆様方に厚く感謝いたします。 また、昨年、会長から本件の交渉に当たっては、自主交渉での労使決着との御要請につきましては、これを重く受けとめまして、本年の新賃金交渉に当たりましても、両当局とも交渉の当事者として真摯に対応してきたと聞き及んでいます。 国立印刷局は、来年は新様式銀行券の発行を控えまして、改刷が円滑に実施されるための体制を構築、また、造幣局は一昨年発行いたしました新500円硬貨の安定制度の取組等と諸課題におきまして、それぞれが日々邁進しているところであります。 これまで、両当局の創業150年を超える事業運営が健全かつ円滑に遂行できましたのは、良好な労使関係の下、労働組合及び組合員の努力と協力の賜であり、当局といたしましても大変感謝しているところであります。今後とも、両局が円滑な事業運営を行い、安定した製品製造を行っていくためには、労働組合自体と協力が必要であると認識しており、これまで培ってきた円満な労使関係及び職員のモチベーション維持等から、その観点からも本新賃金問題の早期解決が極めて重要であると考えています。 当局といたしましては、公務員の身分を有します行政執行法人の職員の給与は、独立行政法人通則法第57条の規定に基づきまして一般公務

	員の給与の参酌に加えまして、民間の大企業や中小企業の賃金動向などを的確に見極めることが必要であると考えております。 今次、春闘を見ますに、報道等によれば業績の回復を背景としまして、資源高や円安などの影響で、記録的な物価上昇や人手不足への対応に加えまして、政府による経済界に対する賃上げ要請もあり、大手製造業を中心にしまして、多くの企業において昨年を大きく上回るベースアップがなされたとしておりますが、これは先週末に公表されました日本経団連の大手企業の回答状況の集計でもこれを裏付けているものと認識しているところであります。 一方、雇用の7割を占めます中小企業におきましては、製品への価格転嫁が進まないために、業績が上がらず賃上げが困難となる例が見られ、懸念されるとの報道もあります。今後の中小企業の回答状況を見守りたいという気持ちでございます。 現状では、中小企業を含めました民間賃金を十分把握していないことから、その判断に窮するところでありますが、本賃金問題について、国民の理解と納得を得、早期解決を図るためにも中央労働委員会の場において本件が適正に処理されることを期待するものであります。
--	--

調停作業当日の5月31日は、午後から公益委員と労使各側委員との個別折衝を開催し、午後2時30分から、元年度から開始した「公労使三者委員による意見交換」を行い、その後も公益委員と労使各側委員との個別折衝を断続的に行うなど、詰めの調停作業を進めた結果、作業当日の午後7時40分頃に調停案が取りまとめられ、両調停委員会から関係各労使に提示された。

また、調停案と併せて、両調停委員長連名の「経過説明」も提示された。

なお、調停案の提示に際し、両調停委員長から、調停案の早期受諾による円満解決を促す「口頭要望」が行われた。

調停案の内容、「経過説明」及び「口頭要望」は以下のとおり。

全印刷局労働組合関係

調 停 案（全文）

申請人 東京都港区虎ノ門2丁目2番5号

全印刷局労働組合

中央執行委員長 梅原 貴司

相手方 東京都港区虎ノ門2丁目2番5号

独立行政法人国立印刷局

理 事 長 大津 俊哉

2023年5月8日付け全印労発第1501号をもって全印刷局労働組合から調停申請のあった上記当事者間の令和5年度新賃金紛争に関する事件について、当委員会は、当事者双方の主張を十分に検討し、さらに、独立行政法人通則法第57条第3項の規定に基づき、国家公務員の給与を参酌し、民間企業の従業員の給与その他の諸要素について総合的に勘案して、慎重審議の結果、下記のとおり調停案を提示し、その受諾を勧告する。

記

独立行政法人国立印刷局職員（平成15年中央労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。）の基準内賃金を、令和5年4月1日現在の額から1人当たり2.05%相当額の原資をもって引き上げること。

令和 5年 5月31日

中央労働委員会

全印刷局労働組合令和5年度

新賃金紛争に関する調停委員会

委員長 鹿野菜穂子 委 員 磯部 哲

委 員 六本木清子 委 員 岡本 吉洋

委 員 井上 龍子 委 員 長野 正史

(以上)

全造幣労働組合関係

調 停 案 (全文)

申請人 大阪市北区天満1丁目1番79号

全造幣労働組合

中央執行委員長 吉田 正彦

相手方 大阪市北区天満 1 丁目 1 番 79 号

独立行政法人造幣局

理 事 長 後藤 健二

2023 年 5 月 8 日付け造労発第 22 の 8 号をもって全造幣労働組合から調停申請のあった上記当事者間の令和 5 年度新賃金紛争に関する事件について、当委員会は、当事者双方の主張を十分に検討し、さらに、独立行政法人通則法第 57 条第 3 項の規定に基づき、国家公務員の給与を参酌し、民間企業の従業員の給与その他の諸要素について総合的に勘案して、慎重審議の結果、下記のとおり調停案を提示し、その受諾を勧告する。

記

独立行政法人造幣局職員（平成 15 年中央労働委員会告示第 1 号に掲げる者を除く。）の基準内賃金を、令和 5 年 4 月 1 日現在の額から 1 人当たり 2.05%相当額の前資をもって引き上げること。

令和 5 年 5 月 31 日

中央労働委員会

全造幣労働組合令和 5 年度

新賃金紛争に関する調停委員会

委員長 松下 淳一 委 員 小畑 史子

委 員 竹井 京二 委 員 井上久美枝

委 員 小山 茂 委 員 久能木慶治

（以上）

全印刷及び全造幣 令和 5 年度新賃金調停について（経過説明）（全文）

令和 5 年 5 月 31 日

調停委員長

鹿野菜穂子

- 1 全印刷及び全造幣の令和5年度新賃金紛争について、両事件の調停委員会は、本日、国立印刷局及び造幣局職員の基準内賃金について、1人当たり2.05%相当額の原資をもって引き上げることを内容とする調停案を労使各当事者に提示しました。
- 2 両調停委員会は、両法人の労使の主張を十分に検討し、さらに、独立行政法人通則法に規定されている職員の給与の支給の基準を定める際参酌又は考慮する事項である、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与その他について総合的に勘案して、調停案を作成しました。
 - (1) 生計費の動向を消費者物価指数でみると、令和4年度の前年度比は3.2%の上昇でした。
 - (2) 国家公務員給与との関係については、労働者側は、当局が公表しているラスパイレース指数でみると、両法人の職員の賃金は国家公務員給与と比較して低く、是正措置を講ずるべきであると主張したのに対し、使用者側は、長年議論されてきた問題であり、公正な第三者機関である中央労働委員会の仲裁裁定、調停案において、適切に判断されてきたものであると主張しました。両調停委員会は、種々の角度から検討した結果、このことについては長年の経緯等を含むものであり、引き続き労使で話し合うことが望ましいものと認めました。
 - (3) 民間賃金水準との比較については、両調停委員会は、従来同様、賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模100人以上を対象とし、年齢、地域、学歴別のラスパイレース方式により、1人平均賃金額の比較を行いました。この結果、昨年の民間賃金引上げ後の状況において、ほぼ均衡しているものと認めました。
 - (4) 調停案を作成するに当たっては、上記の判断を基礎として、今期の民間における賃金引上げの状況を重視することとし、従来同様、現時点で具体的数値が把握できる民間主要企業の動向を検討した結果、その平均賃上げ率の加重平均は、定期昇給分を含め3.7%程度になるものと推定するとともに、併せて、中小企業の賃金引上げ動向や現下の経済動向などについても検討しました。
- 3 両調停委員長は、調停案が両事件に係る労使により受諾されるとともに、今次紛争が配分問題も含めて早期かつ円満に解決されることを期待します。

(以上)

調停委員長口頭要望（要旨）

この調停案を提示するに当たって、調停委員長として次の通り要望を申し上げます。

本調停案は、調停委員会において公労使三者の委員が労使双方の主張を勘案しつつ、長時間にわたり慎重に協議、検討を重ねた結果、労使双方において受け入れることが可能であるとの判断の下に取りまとめたものです。

労使双方が速やかにこの調停案を受諾し、紛争を早期かつ円満に解決されることが、今後のより良好な労使関係の構築につながる、意義深いことと考えます。

労使双方の理解と努力を重ねて希望します。

(以上)

さらに、調停作業終了後の午後 8 時 30 分前に中労委会長は関係労使の代表と面談し、「本来、新賃金問題は自主交渉において、自主的に解決すべきものと考えますので、両法人におかれては、本年の経緯も踏まえ、来年度は自主的な交渉による決着が図られるよう、関係労使の真摯な御努力を強く要請する」との「口頭要請」を行った。

会長からの口頭要請（要旨）

- 1 全印刷及び全造幣の申請に係る今次新賃金調停は、本日調停案を提示する運びとなりました。

この間の関係者のご協力に感謝を申し上げるとともに、関係労使がこの調停案を速やかに正式受諾し、紛争を早期かつ円満に解決されることを強く期待いたします。

- 2 両法人とも、2 年連続の調停申請に至った訳ですが、本来、新賃金問題は自主交渉において、自主的に解決すべきものと考えますので、両法人におかれては、本年の経緯も踏まえ、来年度は自主的な交渉による決着が図られるよう、関係労使の真摯な御努力を強く要請いたします。

(以上)

上記調停案について、印刷及び造幣の関係労使当事者は、いずれも翌日の 6 月 1 日付で受諾書を提出し、全印刷及び全造幣の令和 5 年度新賃金調停事件は終結した。

5 調停後の動き

印刷及び造幣の各労使間で、調停案を受け入れ後の賃金引き上げ原資（2.05%）の配分について交渉が行われ、印刷は 8 月 30 日、造幣は 9 月 22 日にそれぞれ妥結した。